

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって（談話）

本日、人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行い、所要の措置をとられることを要請しました。

職員給与は、民間給与や国家公務員給与等との均衡を図って決定することとされていますので、勧告に当たり、職員給与と民間給与、国家公務員給与等との比較結果や人事院勧告の内容等を勘案して慎重な検討を行いました。

その結果、本年は、職員給与が民間給与を下回っていたことから、給料表の引上げ改定を行うとともに、民間の特別給（ボーナス）の支給割合との均衡を図るため、勤勉手当の支給割合を0.10月分引き上げることが勧告しました。

なお、国家公務員の給与水準との均衡を考慮し、本年の給料表の改定は、公民較差の一部を解消するに留め、また、来年4月に国家公務員の俸給表に準じた給料表の改定等を行うことを勧告しました。

職員の勤務環境については、公務を取り巻く環境が大きく変化する中で、職員の健康の維持や、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向けた取組を着実に進めていくことが重要です。特に、長時間労働の是正に向けて、働き方改革関連法の成立により新たに定められた時間外労働の上限規制に適切に対応していく必要があります。また、心身両面の健康管理対策やハラスメント対策、職業生活と家庭生活の両立支援についても積極的に取り組む必要があると考えます。

高齢層職員の雇用問題については、国において、公務員の定年の引上げについて具体的な検討が進められており、本県においても、国の検討状況を注視しつつ、本県の実情を踏まえて定年の引上げによる高齢層職員の能力及び経験の活用方策について検討を行う必要があると考えます。

人材の確保については、技術系職種を中心に採用試験の応募者の減少が著しい中、任命権者とも連携して、より一層、人材確保策に取り組んでいく必要があると考えます。

公務員倫理については、常に厳正な規律意識と高い倫理観を持って綱紀の保持に努めるとともに、県民全体の奉仕者としての使命感を持って全力で職務に取り組み、行政に対する県民の期待と信頼に添えていくことが必要と考えます。

県民の皆様におかれましては、人事委員会が行う勧告制度の意義と職員の適正な処遇の確保について、深い御理解をいただきたいと思っております。

平成30年10月17日

山口県人事委員会委員長 齊藤 保夫